

# 岸和田市貝塚市古紙回収ステーション設置事業

## 提案募集要項書

令和4年5月30日

岸和田市・貝塚市

## 目 次

1. 募集の趣旨 .....	1
2. 対象事業の概要 .....	1
(1) 件名 .....	1
(2) 事業場所 .....	1
(3) 事業の実施主体 .....	1
(4) 事務局 .....	1
(5) 事業の目的 .....	1
(6) 事業内容 .....	2
(7) 事業期間 .....	2
(8) 施設等の概要 .....	2
3. サービス提供の基本方針 .....	2
(1) 安定的な事業の遂行 .....	2
(2) 環境への配慮 .....	3
4. 応募条件 .....	3
(1) 応募者 .....	3
(2) 応募者の役割 .....	3
(3) 応募資格の制限 .....	3
(4) 応募に関する留意事項 .....	4
5. 事業者選定の流れ .....	4
(1) 事業者を選定 .....	4
(2) スケジュール .....	5
6. 審査及び審査結果の通知 .....	6
(1) 審査 .....	6
(2) 最優秀事業者の決定 .....	6
(3) 審査結果の通知及び公表 .....	6
(4) 失格 .....	6
7. 提示条件 .....	7
(1) 要求水準及び提案水準 .....	7
(2) 受託事業者の事業契約上の地位 .....	7

(3) 保険 .....	7
(4) 予想される責任及びリスクの分担 .....	8
(5) 情報の公開 .....	8
 8. 契約に関する事項 .....	8
(1) 契約手続き .....	8
(2) 事業契約書案の取扱い .....	8
(3) 契約に係る費用負担 .....	8
(4) その他 .....	8
 9. 提案提出書類・作成要領 .....	9
(1) 提案時の提出書類 .....	9
(2) 作成要領 .....	9
 リスク分担表 .....	10

## 1. 募集の趣旨

この提案募集要項は、岸和田市貝塚市古紙回収ステーション設置事業の提案に参加する事業者（以下「事業者」という。）を対象に公表する。

この提案募集要項と、これに添付する「要求水準書」、「提案審査要領」及び「岸和田市貝塚市古紙回収ステーション設置事業契約書（案）（以下「事業契約書案」という。）」は一体のもの（以下まとめて「提案募集要項等」という。）とする。この提案募集要項等に対する質問・意見への回答に相違がある場合は、この提案募集要項等の規定が優先するものとする。

また、この提案募集要項等に記載のない事項は、質問・意見への回答によるものとする。

なお、この提案募集要項等の内容に変更が有った場合には、その内容をFAX、その他適宜の方法により速やかに公表することとし、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールについても示すものとする。

## 2. 対象事業の概要

事業の概要は、次のとおりとする。

### （1）件名

岸和田市貝塚市古紙回収ステーション設置事業（以下「本事業」という。）

### （2）事業場所

岸和田市岸之浦町1番地の2

岸和田市貝塚市クリーンセンター内

### （3）事業の実施主体

岸和田市及び貝塚市

### （4）事務局

岸和田市 市民環境部 廃棄物対策課

郵便番号 596-0825

住 所 岸和田市土生町二丁目4番30号

電 話 072-423-9439

F A X 072-436-0418

貝塚市 総務市民部 廃棄物対策課

郵便番号 597-8585

住 所 貝塚市畠中一丁目17番1号

電 話 072-433-7009

F A X 072-433-7039

### （5）事業の目的

岸和田市貝塚市クリーンセンター内に古紙回収ステーションを設置することで、古紙を廃

棄物として焼却処分するのではなく、ごみピットに廃棄物として投入される前に回収し、古紙のリサイクルを行うことで環境負荷の低減を図るものです。

#### (6) 事業内容

事務局が本事業を実施するために「岸和田市貝塚市古紙回収ステーション設置事業契約書」(以下「事業契約書」という。)を締結した者(以下「受託事業者」という。)は、岸和田市貝塚市クリーンセンター内への古紙回収ステーションの設計、施工、維持管理及び古紙の搬出並びにこれらに付随し関連する一切の事業を行うものとし、対象となる事業の範囲は、以下のとおりとする。

- ①事前調査
- ②設計業務
- ③古紙回収ステーションの設置及び関連工事等業務
- ④古紙回収ステーションの維持管理業務
- ⑤古紙の搬出

#### (7) 事業期間

##### ①事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から5年間とする。

#### (8) 施設等の概要

##### ①設置場所となる敷地

岸和田市貝塚市クリーンセンター内

##### ②古紙回収ステーションの設置条件

古紙回収ステーションの設置場所、広さ等については提案書による。

##### ③施設の利用等に関する事項

原則として、古紙回収ステーションの設置に必要な敷地については、事務局が無償で提供する。

ただし、古紙回収ステーションの設置に際し、障害物がある場合は、事務局の指示に従い、受託事業者の負担において移設、又は機能復旧させることを原則とする。(例示:構内の樹木の移植、構内排水溝の付け替えなど)

### 3. サービス提供の基本方針

本事業のサービスを提供するにあたって、受託事業者は以下の基本方針を踏まえ本書の内容に沿った事業実施を行うこと。

#### (1) 安定的な事業の遂行

事業契約書締結から事業終了時に至るまで、本事業の業務を確実に遂行し、安定的にサービスを提供すること。特に、事業の遂行能力、資金計画、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行った上で、本事業にあたること。

## (2) 環境への配慮

リサイクル材の積極的利用、資材の再利用、効率的なエネルギー利用を目指す運用、クリーンエネルギーの使用（重油、軽油、灯油等は不可）等により、地球環境に対する影響についても十分な配慮を行うこと。

## 4. 応募条件

### (1) 応募者

- ① 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定する。
- ③ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び事業契約書の締結等に係る諸手続を行う。
- ⑤ 事業では既存施設の状況を把握している事業者が当然存在しているが、これらのものはより有効な提案をする蓋然性が高く、またできるだけ多くの応募者に門戸を開くため、これらが応募者となることを排除しない。
- ⑥ 1者は岸和田市又は、貝塚市の入札参加資格審査申請を行い、受理されている事業者とする。

### (2) 応募者の役割

- ① 事業者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担する。
  - a. 事業役割：契約や資金調達等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
  - b. 維持役割：古紙回収ステーションの設置及び維持管理に関する業務を全て実施する。
  - c. 回収役割：古紙回収ステーションに排出された古紙等の回収・リサイクルに関する業務を全て実施し、事務局に回収量の報告を行う。
- ② 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、別途合意書を事務局に提出すること。また、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者として事務局との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、岸和田・貝塚市内の業者又は事業者を優先して選定するものとする。

### (3) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 岸和田市暴力団排除条例又は貝塚市暴力団排除条例により制限を受けている者。
- ③ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱又は貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱等に基づく入札等除外措置等を受けている者。
- ④ 参加表明時において建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ⑤ 暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれ

らに準ずる者。

- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ⑧ 市税を滞納している者
- ⑨ 参加表明書（様式 1）等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑩ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

#### （4）応募に関する留意事項

##### ① 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

##### ② 提出書類の取扱い・著作権

応募書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、事務局は、提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

##### ③ 事務局からの提示資料等の取扱い

事務局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、本事業において知り得た一切の情報は、外部への漏洩や紛失等がないよう応募者の責任において厳正に管理すること。なお、この取扱いについては、選定後においても同様とする。

##### ④ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

##### ⑤ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

##### ⑥ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、事務局と協議を行い、事務局がこれを認めたときはこの限りではない。

##### ⑦ 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできない。なお、事務局は提出書類について後日参考資料を求めることがある。

## 5. 事業者選定の流れ

### （1）事業者の選定

審査委員会により、提案審査要領に基づいて提案の中から最優秀提案を選定し受託事業者を決定する。

## (2)スケジュール

### ①スケジュール

a 募集要項配布	令和4年5月30日（月）～令和4年6月17日（金）
b 質問受付（様式4）	令和4年5月30日（月）～令和4年6月10日（金）
c 参加表明書（様式4）の受付	令和4年6月17日（金）まで
d 現場調査	令和4年6月10日（金）
e 質問回答	令和4年6月14日（火）
f 参加辞退届（様式5）の受付	令和4年7月8日（金）まで
g 提案書（様式6、7-1～6）の受付	令和4年6月20日（月）から 令和4年7月8日（金）まで
h 結果通知	令和4年8月1日（月）頃

※1 現場調査の内容は、主に質疑及び現地視察であり、その他事業者の要望により対応する。

### ②手続き

#### a. 募集要項の配布

#### b. 質問及び回答

提案募集要項等に関する質問は、次のとおりとする。

##### (a)質問の方法

質問は、質問書（様式4）により、1問につき質問書1枚を使用する。

複数の質問がある場合には様式をコピーして使用すること。

なお、電話、口頭による質問は不可とし、質問書の持参、FAX又は郵送によるもののみとする。

##### 事務局

提出先 岸和田市 市民環境部 廃棄物対策課

郵便番号 596-0825

住所 岸和田市土生町二丁目4番30号

FAX 072-436-0418

又は、

提出先 貝塚市 総務市民部 廃棄物対策課

郵便番号 597-8585

住所 貝塚市畠中一丁目17番1号

FAX 072-433-7039

##### (b)受付期間

令和4年5月30日（月）～令和4年6月10日（金）（必着）

持参の場合は、午前10時から午後4時30分までに事務局に提出すること。

##### (c)回答

回答は文書で行う。口頭による個別対応は行わない。

回答書は、提案募集要項等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

回答書は、令和4年6月14日（火）にFAXにて送付する。

c. 参加表明

提案募集要項等を配布された事業者が参加を表明する場合は、参加表明書（様式1）、企業状況表（様式3）を令和4年6月17日（金）までに事務局まで持参すること。

d. 参加を辞退する場合

参加表明書（様式1）提出された事業者が参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式5）を令和4年7月8日（金）までに事務局まで持参すること。

e. 提案書の提出

事業者は、現場調査に参加後、提案書類を作成し、関連資料も併せて提出すること。

提案提出書類と作成要領については、「9. 提案提出書類・作成要領」に従う。

提案書の提出日時・場所等については、

日 時 令和4年7月8日（金） 午後4時30分まで（土、日、祝日を除く）

場 所 岸和田市 市民環境部 廃棄物対策課

又は、

貝塚市 総務市民部 廃棄物対策課

## 6. 審査及び審査結果の通知

### （1）審査

審査委員会は、総合的に提案書の審査を行い、事業者を選定する。

審査においては、次の事項を重視する。

- ① 本事業の提案に具体性・妥当性があること。
- ② 古紙ステーションの配置が優れていること。
- ③ 安全対策が優れていること。
- ④ 維持管理及び緊急時の対応方法が優れていること。
- ⑤ 古紙回収の普及啓発に係る配慮があること。
- ⑥ その他のアピールポイントがある。
- ⑦ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

### （2）最優秀事業者の決定

上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案の事業者を最優秀事業者とする。

### （3）審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は、事業者に文書で通知する。電話による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する意義申し立てることはできない。

### （4）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 提案募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ⑥ 提案による運転管理がクリーンセンター施設の運営・業務に支障がある場合。
- ⑦ 緊急時対応策が明確でない場合。

## 7. 提示条件

### (1) 要求水準及び提案水準

#### ① 要求水準

本事業の提案を行うにあたり、事業者に対し遵守を求める最低限度の業務水準を「要求水準」という。受託事業者は、下記に示す「要求水準書」に示す、内容を最低限満たすことが求められる。提案書において、各事項について下記の内容が認められた場合には、当該提案者を失格とすることがあるので留意すること。

- ・古紙の回収品目は、新聞、雑誌、ダンボールとする。
- ・古紙回収ステーション設置場所は、岸和田市貝塚市クリーンセンター内の計量棟より内側に設置してはならない。
- ・古紙回収ステーションの方式は問わない。ただし、設置場所は時々強風が吹くため強風に耐えうる強度を有すること。
- ・古紙回収ステーションの設置、維持管理は事業者が行い、費用についても事業者が負担すること。
- ・安全対策を十分に行うこと。
- ・関係法令は遵守すること。
- ・古紙回収ステーションの設置、維持管理、古紙回収等の作業は、土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までとする。

#### ② 提案水準

本事業の受託事業者が、提案時に提出した提案書において提案された水準（要求水準を満たすことを前提としたもの）を「提案水準」という。受託事業者は本事業の業務を遂行するにあたり、提案水準を遵守することが求められる。

ただし、本事業の契約締結後に事務局と受託事業者においてなされる協議の結果、両者が提案水準の変更について合意に達した事項については、その合意内容に従った水準を提案水準とする。

### (2) 受託事業者の事業契約上の地位

本事業の契約において、事務局の事前の承諾がある場合を除き、受託事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### (3) 保険

本事業において、事務局が義務づける保険は、下記に示す動産総合保険（地震を含む）である。

対象：受託事業者の有する資産  
期間：業務開始後から業務終了まで  
額面：受託事業者の有する資産の再調達価格

#### (4) 予想される責任及びリスクの分担

##### ①責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、必要な業務の質を確保した上で、受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として受託事業者が負うものとする。ただし、事務局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事務局が責任を負うものとする。

##### ②予想されるリスクと責任分担

事務局と受託事業者の責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表」に示すとおりである。

#### (5) 情報の公開

事務局は、本事業の事業者が決定されてから事業契約の終了に至る間、事業者に対し、契約書、各種の書類の提出を求めることができる。これらにかかる情報については、岸和田市情報公開条例及び貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例に基づき、事務局が公開の対象と判断する場合においては、これらを公開できるものとする。

### 8. 契約に関する事項

#### (1) 契約手続き

事務局と最優秀事業者は業務契約書を取り交わす。  
契約の締結は8月上旬を予定している。

#### (2) 事業契約書案の取扱い

事務局と最優秀事業者は、契約の締結にあたっては事業契約書案により契約締結を行うこととし、事業契約書案の内容は原則として変更しない。ただし、契約締結までの間に、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能とする。

#### (3) 契約に係る費用負担

事業契約書の検討に係る最優秀事業者側の弁護士費用、印刷代など、契約書の作成等に要する費用（事業契約書案の作成費用及び事務局の弁護士費用は除く。）は、受託事業者の負担とする。

#### (4) その他

本事業の契約締結までの間に、最優秀事業者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、又は岸和田市並びに貝塚市の指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないことがある。

## 9. 提案提出書類・作成要領

### (1) 提案時の提出書類

提案提出書類は、様式6の提案提出届により提出書類の構成を示した上で、以下の各提出書類を各6部提出する。6部のうち1部については、ファイルの背表紙、表紙に事業者名、本事業名を明記し、他の5部は本事業名のみ明記すること。

項目	様式	備考
提案書提出届	様式6	6部のうち1部のみ事業者名入りとする (他5部は提案書提出届添付不要)
提案基本方針	様式7	
補足資料		

提案書の各ページの下中央に通し番号をふること。

### (2) 作成要領

#### ① 一般事項

- a. 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- b. 各提案書類については、住所、事業者名、氏名等の表示は付さないこと。
- c. (1) 提案時の提出書を提出する場合、A4縦長ファイルに綴ること。

#### ② 提案基本方針

提案の基本方針・概要・アピールポイントや、設置場所及び安全対策等を様式7に従い提出する。

様式7については、以下の内容について記述すること。

- ・ 様式7-1：提案の基本方針・概要、古紙回収の普及啓発の取り組み、その他アピールポイントについて
- ・ 様式7-2：独自性、特殊なノウハウ、また、要求仕様を上回る意欲的な提案について
- ・ 様式7-3：維持管理及び緊急時の対応方法について
- ・ 様式7-4：クリーンセンター施設への配慮について
- ・ 様式7-5：維持管理、緊急時対応方法について
- ・ 様式7-6：古紙回収ステーション設置場所について

## リスク分担表

(※1)

段階	リスクの種類	内容	リスク分担	
			事務局	受託事業者
共通 (※2)	法令リスク	本事業に直接関係する法令変更の場合	—	○
	デフォルト・リスク (契約解除リスク)	事業者の事業放棄、破綻その他債務不履行による場合 事務局の当該サービスが不要となった場合	— ○	○ —
	環境問題リスク	設計、工事、維持管理における有害物質の排出・漏洩など、環境保全に係わるもの	—	○
	発注者責任リスク	事業者の発注による工事契約の内容及びその変更に関するもの	—	○
計画 設計 計	設計リスク	事務局の提示条件・指示の不備や変更によるもの 受託事業者による不備や変更によるもの	○ —	— ○
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの	—	○
	設置の遅延・未完工リスク	事務局の責めによる工事の遅延や未完工のリスク 上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク	○ —	— ○
設置	性能リスク	事務局の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク	—	○
	設置コストリスク	事務局の責めによる設置費の増大 上記以外の要因による設置費の増大	○ —	— ○
	施工監理リスク	施工監理に関するもの	—	○
	事業者の有する資産損傷リスク	供用開始前に事業者の有する資産に生じる損害	—	○
	クリーンセンター及び第三者損傷リスク	供用開始前に設置目的物、材料、その他関連工事により、岸和田市貝塚市クリーンセンター及び第三者に生じる損害	—	○
	用地リスク	建設に係る仮設、資材置場の確保に関するもの	○	—
	計画変更リスク	その他事務局の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	—
維持監理 ・運営	性能リスク	事務局の要求水準に達しないために必要となる改善、その他損害に関するリスク	—	○
	維持管理コストリスク	事務局の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大・減少 上記以外の要因による維持管理費の増大	○ —	— ○
	回収ステーション損傷リスク	事務局の責めによる損傷 上記以外の要因による損傷	○ —	— ○

クリーンセンター及び第三者損傷リスク	維持管理・運営の不備により、クリーンセンター及び第三者に生じる損害	—	○
	修繕費増大リスク	事務局の責めによる事業内容・用途の変更などに起因するもの	○
		上記以外の要因によるもの	—
	パートナーリスク	協力企業及び下請企業の能力不足などによるリスク	—
その他	入札説明書リスク	提案募集要項書等の誤りに関するもの。	○
	応募リスク	応募費用に関するもの	—
	契約締結リスク	事務局の責めにより、受託事業者と契約が締結できない、又は手続きに時間要する場合	○
		上記以外の要因によるもの	—

(凡例) ○： リスクの全部又は大部分を負担する。

△： リスクの条件に応じて、事務局と受託事業者のいずれかあるいは双方がリスクを負担する。

－： リスクの大部分又は全部を負担しない。

- (※1) 本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を表すものであり、より詳細な条件及び負担方法については、事業契約書案を参照すること。
- (※2) 共通のリスクとは、計画・設計、工事、維持管理・運営の全ての段階に関わる基本的なリスクを表す。計画・設計、工事、維持管理・運営に示していない条件下でのリスクについて、共通のリスクに記載があるものについては、原則として当該リスクにおける考え方を準用する。